

佐世保市子宮頸がん検診実施要領

佐世保市における子宮頸がん検診については、下記により実施するものとする。

（対象者）

- 第 1 条 対象者は佐世保市に住所を有する 20 歳以上の女性（佐世保市に居住する者で、やむを得ない事情により佐世保市に住民票を異動することができないと佐世保市が認めた者を含む）とする。ただし、子宮疾患などで治療中の者及び定期観察中の者は除くものとする。
- 2 前項に定める者のほか、高齢者の医療の確保に関する法律第 7 条に規定する医療保険各法に基づく健康保険組合等並びに事業所・施設等が保健事業・福利厚生等として実施する子宮頸部の細胞診を受けることができる者は原則として佐世保市子宮頸がん検診の対象としない。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

（実施回数）

- 第 2 条 子宮頸がん検診の実施回数は、同一人について年度内 1 回行うものとする。

（受診者の自己負担）

- 第 3 条 受診者の自己負担金は、次の表のとおりとする。

検診項目	対象者	自己負担金
子宮頸部の細胞診	20～69 歳	1,600 円
	70 歳以上	800 円
子宮頸部及び体部の細胞診	20～69 歳	2,400 円
	70 歳以上	1,200 円

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める者の自己負担金はないものとする。
- 生活保護受給者
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の受給者
 - 節目検診の対象とする者（実施年度の 4 月 1 日現在、40 歳・50 歳・60 歳の者）
- 3 佐世保市国民健康保険加入者の自己負担分は、佐世保市国民健康保険特別会計が負担し、受診者本人の自己負担金はないものとする。

（検診実施機関）

- 第 4 条 子宮頸がん検診は、佐世保市が委託する医療機関が実施するものとする。

（周知の方法）

- 第 5 条 佐世保市は、広報させば、町内回覧等により適宜、対象者への広報を行うものとする。

(検診の実施)

第 6 条 検診項目は、問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコプ検査を行う。

問診等の結果、最近 6 月以内に

(ア) 不正性器出血（一過性の少量の出血、閉経後出血等）

(イ) 月経異常（過多月経、不規則月経等）

(ウ) 褐色帯下

のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、子宮体部がんの有症状者である疑いがあるので、第一選択として、十分な安全管理のもとで多様な検査を実施することができる医療機関の受診を勧める。ただし、引き続き子宮体部の細胞診（子宮内膜細胞診）を実施することについて本人が同意する場合には、子宮頸部がん検診に併せて引き続き子宮体部の細胞診を行う。

2 問診

妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診状況等を聴取する。

とくに、不正性器出血は、いわゆる不正出血、閉経後出血、不規則月経、下着に付着した染み程度の赤色斑点（スポッティング）、一時的な少量の出血、褐色帯下等出血に起因するすべての状態を含む。

3 視診

陰鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。

4 細胞診

子宮頸部の細胞診については、子宮頸管及び陰部表面の全面擦過法によって十分に適切な検体を採取し、直接塗抹法または液状処理細胞診法により各々適切な検体処理の後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。子宮頸部の細胞診の結果は、細胞診ベセスダシステム（NILM・ASC-US・ASC-H・LSIL・HSIL・SCC・AGC・AIS・Adenocarcinoma・Other malign）によって分類し、精密検査の必要性の有無を決定する。

子宮体部の細胞診については、吸引法又は擦過法によって十分に適切な検体を採取し、迅速に固定した後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。子宮体部の細胞診の結果は、「陰性」「疑陽性」及び「陽性」に区別する。

5 内診

双合診を実施する。

6 子宮体がん検診後の指導

一次検診実施医療機関は、検診結果に基づき、精密検査の必要な者については精密検査の適切な受診指導を行うものとする。原則として、子宮体部の細胞診の判定結果が「疑陽性」及び「陽性」のものは「要精検」とし、「陰性」のものは、その他の臨床症状を勘案し精密検査受診の要否を決定するが、精密検査受診の必要がない場合は「精検不要」とし、それぞれ次の内容の指導を行う。

ア 子宮体部の細胞診「要精検」と区別された者

一次検診実施医療機関において精密検査を受診するよう指導する。

イ 子宮体部の細胞診「精検不要」と区別された者

翌年の検診受診を勧めるとともに、日常生活において不正性器出血等に注意するよう指導する。

7 器具は消毒を十分におこない、感染防止に努めること。

（細胞診に関する精度管理）

第7条 検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は日本細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士で、複数の者による検査が行われることが望ましい。

（結果の通知及び請求）

第8条 検診結果については、一次検診実施医療機関が次の各号について受診者へすみやかに通知する。

子宮頸部の検診の結果については、精密検査の必要性を附し受診者へすみやかに通知する。

子宮体部の検診の結果については、子宮体部細胞診の結果及びその他臨床症状等を総合的に判断して、精密検査の必要性の有無を決定し、受診者へすみやかに通知する。

2 一次検診実施医療機関は、子宮がん検診受診者名簿に検診結果を記入し、佐世保市にがん検診（一次）委託料請求書と共に月毎にまとめて検査月の翌月20日までに報告するものとする。

3 子宮がん検診カルテは5枚複写とし、1枚目は医療機関保存用、2枚目は受診者への通知用、3枚目は佐世保市報告用、4枚目は医師会報告用、5枚目は検査機関用とする。

（精密検査）

第9条 精密検査医療機関は、十分な精密検査が可能な医療機関とする。

2 一次検診実施医療機関は、子宮がん検診精密検査結果連絡票に必要事項を記入のうえ受診者に渡し、精密検査の受診を勧め、その際、連絡票を精密検査機関に提出するよう説明するものとする。

3 精密検査を実施した機関は、その結果について、すみやかに佐世保市に子宮がん検診精密検査結果連絡票にて報告するものとする。

4 佐世保市は、すみやかに一次検診実施医療機関と医師会へ子宮がん検診精密検査結果連絡票にて報告するものとする。

5 精密検査は、保険診療扱いとする。

（記録の整備）

第10条 検体、検診結果及びカルテ等は、少なくとも5年間保存とする。

（精度管理）

第11条 一次検診実施医療機関は、佐世保市からの求めに応じ、がん検診チェックリ

ストを佐世保市に提出し、チェックリストに基づく検討を実施する。

（その他）

第 12 条 この要領にない案件が生じた場合は、必要に応じて佐世保市と佐世保市医師会の両方で協議するものとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。